

森林の土地の所有者となった方は届出が必要です

平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった方は市役所・町村役場への事後の届出が義務付けられました。これは、行政が森林所有者に対し森林の整備等に関する助言を行ったり、事業者が間伐等をする場合に効率的に森林整備ができるよう、森林の土地の所有者の把握を進めるためです。

どんな場合に届出が必要なの？

個人か法人かによらず、売買契約のほか相続、贈与、法人の合併等により、森林※1の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出※2を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。

※1 都道府県が作成する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いので御注意ください。

※2 国土利用計画法に基づき、次の面積以上の土地の売買契約をしたときは、事後届出が必要です。

市街化区域：2,000 m² その他の都市計画区域：5,000 m²

都市計画区域外：10,000 m²

どのように届出を行うのですか？

所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に届出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。

どのような届出書を提出するのですか？

届出書の様式に記入のうえ、次の書類を添付して提出して下さい。

- ① その森林の土地の位置を示す図面（任意の図面に大まかな位置を記入）
- ② その森林の土地の登記事項証明書（写しでもよい）、又は、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことが分かる書類

届出を出さないとどうなるのですか？

届出をしない、又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料が課されることがあります。

他に注意することは？

森林所有者となった方は、立木の伐採を行う場合は市町村長に伐採及び伐採後の造林の事前届出、1ha超の林地開発を行う場合は知事の許可が必要です。（保安林では、立木の伐採等及び土地の形質の変更について、知事の許可等が必要です）

◆お問い合わせ

置戸町役場産業振興課林業振興係

（電話番号：0157-52-3313）

北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課森林保全係

（電話番号：0152-41-0651）